

令和6年第10回小鹿野町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年11月25日（月）午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 小鹿野町役場 1階 議場

3 出席委員 農業委員（13人） 農地利用最適化推進委員（7人）

会長 10番 黒沢 裕幸

会長職務代理 1番 吉田 恭寛

農業委員 2番 豊田 均 3番 加藤 功一 4番 玉川 寿々子

5番 高橋 克予 6番 栗原 静男 7番 高岸 友行

9番 町田 考子 11番 新井 正志 12番 守屋 善雄

13番 田嶋 敏男 14番 樋口 わかな

農地利用最適化推進委員

強矢 福司 黒澤 忠弘 黒澤 八重子 強矢 武夫

入澤 節子 市川 和男 増島 敏雄

4 欠席委員

農業委員（0人）

農地利用最適化推進委員（1人） 千島 政次

* 8番につきましては、辞任により欠番

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田嶋 哲也 事務局 田嶋 明弘

戸田 恭平

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第22号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について（2件）

日程第3 議案第23号

農地法第5条の規定による許可申請の審議について（4件）

日程第4 議案第24号
非農地の判断に係る調査について (1件)

報 告

(1) 6ヶ月後の現地確認について
令和6年5月申請分について (5件)

そ の 他

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、只今より令和6年第10回小鹿野町農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、農地利用最適化推進委員の千島政次委員さんが欠席となります。</p> <p>小鹿野町農業委員会会議規則第6条 在任する委員の過半数を満たしておりますので、これより総会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、開催に当たりまして、黒沢会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>こんにちは。大変忙しい中ご苦労様でございます。だいぶ寒くなりまして、今朝氷が張りましたね。その前は張らなかつたと思いますが、丁度畠に行って見ましたらバケツに薄い氷が張っていました。だいぶ寒くなつて体調を管理するのが大変ですが、よろしくお願ひいたします。</p> <p>この前、郡の会長会がありました。いつも1月に郡の研修会を行っていまして、皆野町文化会館や横瀬町民会館で行っていましたが、コロナが落ち着いたということで、来年1月15日頃に農園ホテルで研修会をお世話になるとのことでした。講師は兎田ワイナリーなどいろいろ当たっているようです。楽しみにしていただいて、来年ありますのでよろしくお願ひいたします。本日は何件か案件がありますのでよろしくお願ひいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、早速議事に入らせていただきます。小鹿野町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長となつていただき議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>指名につきましては私から御指名をさせていただきます。今回は13番 田嶋 敏男委員さん、14番 樋口 わかな委員さん、以上2名を御指名申し上げます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続きまして、日程第2 議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」(2件)を上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について審議されたい。令和6年11月25日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸</p>

	<p>込みで栽培管理していくということですが、問題は無いと思います。まだ若いので頑張って農地を守っていただければ有難いと思います。</p> <p>番号2については、家に付随した農地ということです。管理機が入らないような傾斜地です。柚子やカボスを植えて管理するのが適當だと思います。問題は無いと思われます。</p>
議長	現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。
7番委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
7番委員	番号1についてですが、息子さんが一緒に住んで農業をされているということでしょうか。
事務局	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>譲渡人がお兄さんで譲受人が弟さんになるかと思いますが、申請書を見ますと譲受人の弟さんは住所が町外ということですが、両親の家に住み込みで300日従事するということになっています。基本的にはそちらに住まれていると思います。</p>
7番委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	他にございますか。
	(質疑無し)
議長	<p>御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんのお手でお願いしたいと思います。</p> <p>日程第2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について（2件）の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p>
	(全員賛成)

議長	全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。
議長	<p>続きまして、日程第3 議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」（4件）を上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について審議されたい。令和6年11月25日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 譲渡人、譲受人、申請地等は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、畠 3筆、田 1筆、計 4筆 面積 計○, ○○○m²</p> <p>転用目的は、○○○です。</p> <p>個人から法人への賃借権の設定となります。</p> <p>こちらの申請地については、昭和○○年頃から○○○○が大規模に土地の造成を実施し境内地の整備を行い現在に至っているとのことで、無断転用状態になっておりましたと始末書の提出をいただいております。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。別止め資料の3ページ目が位置図になります。</p> <p>○○○○○の南側となります。なお、補足ですが、今回の無断転用判明のきっかけについては、譲渡人が○○○一〇の農地を購入する計画をしていたところ、違反転用が判明しました。また、譲受人の法人名義の農地6筆も○○○になっており、うち4筆は過去に転用許可が出ており、許可が出ていない○○○一〇は白地、○○○一〇は青地と判明しましたので、農振除外をご案内しているところです。</p> <p>番号2 譲渡人、譲受人、申請地等は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、畠 1筆 面積 ○, ○○○m²</p> <p>転用目的は、太陽光発電施設の設置です。</p> <p>令和5年9月の農振協議会で審議のうえ、令和6年5月10日に農振除外となっております。</p> <p>今回の申請地に○○○枚の太陽光パネルを建設することとなっております。また、隣接する農地の所有者の承諾書も添付されております。</p> <p>なお、今回の案件は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）の適用を受けない発電設備となっており、電力を自社で使用すると聞いております。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。別止め資料の4ページ目が位置図になります。</p> <p>○○○○○○から約○○m南西となります。なお、建設の際の進入路</p>

	<p>につきましては、宅地である〇〇〇一〇と〇〇〇一〇を通ってよいと地主に許可をもらっているとのことです。</p> <p>番号3 謙渡人、謙受人、申請地等は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、畠 1筆 面積 ○, ○〇〇m²</p> <p>転用目的は、太陽光発電施設の設置です。</p> <p>こちらも令和5年9月の農振協議会で審議のうえ、令和6年5月10日に農振除外となっております。</p> <p>今回の申請地に〇〇〇枚の太陽光パネルを建設することとなっております。また、隣接する農地の所有者の承諾書も添付されております。</p> <p>なお、今回の案件は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）の適用を受けない発電設備となっており、電力を自社で使用すると聞いております。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。別止め資料の5ページ目が位置図になります。</p> <p>〇〇〇〇〇〇から約〇〇m北東となります。</p> <p>番号4 謙渡人、謙受人、申請地等は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、畠 1筆 面積 ○〇m²</p> <p>転用目的は、工事用進入路及び資材、車両等仮置き場として利用するため。</p> <p>使用貸借権の設定で一時転用となります。</p> <p>こちらについては、先ほどご説明しました番号3の太陽光発電施設の設置のための工事用進入路及び資材、車両等仮置き場として申請されております。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。別止め資料の6ページ目が位置図になります。</p> <p>〇〇〇〇〇〇から約〇〇m北東となります。なお、〇〇〇一〇は、北側が町道に接道しているのですが、石垣の段差があり進入が困難な事と、資材の仮置き場のスペースも確保しづらいとのことで、今回の申請地の一時転用を計画しております。</p> <p>以上で事務局からの説明とさせていただきます。</p>
事務局	事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。
5番委員	現地確認の報告をさせていただきます。 番号1については、違反転用でした。現在は境内地になっていたり、駐車場になっていました。問題は無いと思われます。

	<p>番号2については、太陽光発電用地です。譲渡人は、会社勤めをしながら農地の維持をしていくのが負担になり、太陽光発電をしたいということで現地を確認して参りました。</p> <p>この場所は、何年も手が入っていないのか竹が生い茂っていました。1mくらいの低木が生い茂っていました。太陽光発電をするには、日当たりも良く問題は無いと思われます。</p> <p>番号3についても太陽光発電です。譲渡人は年々体力の低下で畠の維持管理が重荷になってきたということです。太陽光発電をしたいということで現地を確認して参りました。</p> <p>この場所は、草刈りがしてあり綺麗に管理されていました。日当たりも良く、隣地の承諾書もいただいているとのことなので、問題は無いと思われます。</p> <p>番号4については、番号3の案件の進入路として使用するため一時転用となります。こちらも草刈りはしてありました。太陽光発電を設置するための進入路として一時転用るのは、問題無いと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長	現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。
2番委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
2番委員	<p>今回の太陽光発電は、今までの発電の契約と違うような説明がありましたが、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。</p> <p>この土地については、○○○さんに移ってしまいますか。それとも所有者が土地は持っていて事業だけを○○○さんが行うのでしょうか。単価的なもの、契約の年数について教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	事務局よりお願ひいたします。
事務局	今回は、今までの太陽光発電の契約と違うということで、もう一度説明をさせていただきます。再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT制度）は、経済産業省の方に申請をして、承認を受ける20年の固定価

	<p>格での買い取り制度というのですが、今回は、そちらの制度の適用を受けるのではなく、発電した電力を自社で使用するということです。電力を買い取るという形ではないというようになっています。</p> <p>土地の権利についてですが、今回の申請は、地上権の設定ということで、土地自体は譲渡人が引き続き所有権を有します。契約の期間については、25年間と申請書に記載されております。</p>
議長	単価はどうなっていますか。
事務局	買い取りではないので単価はございません。
議長	自社で使用するということですが、もう少し詳しく説明をお願いいたします。
事務局	譲受人は国内でも大手の会社だと思いますが、その会社の方で使用する電力として、今回の申請地で発電をするということになると思います。
事務局 (戸田)	補足になりますが、東京電力との電線の接続の申請書類はもらっています。太陽光発電した電力を供給して自社の工場等に流すのではないかと思っております。
議長	他にございましたらよろしくお願ひいたします。
強矢福司 推進委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
強矢福司 推進委員	関連の質問になりますが、例えば、○○○さんは電力の販売業も行っているのでしょうか。
事務局 (戸田)	申請の段階ではそこまで聞いておりませんので分かりません。申し訳ないです。
強矢福司 推進委員	○○○○○○○○という県内で大きな事業体があります。ガス屋さんです。青森県の方に大きな太陽光発電施設を持っていて、電力の販売会

	社を行っています。ですから、そのように使うのかなと思いました。自社で使うということですので、○○○さんの電力会社で私たちに供給していただけだと理解しましたが、あとで私も確認してみます。
議長	1番委員さんも挙手がありました。どうぞ。
1番委員	地上権の設定となっていますが、これに関しては、期限や条件がありますか。単に地上権の設定ということなのでしょうか。
事務局	お答えさせていただきます。 地上権については、民法で規定されておりまして、契約は特に年数の制限が無いと思います。
議長	25年借りることになっていますので25年の契約になりますか。
事務局	契約は25年になります。
議長	よろしいですか。
1番委員	分かりました。
議長	他にございますか。
黒澤忠弘 推進委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
黒澤忠弘 推進委員	先ほどの○○○さんの電力の小売の件についてですが、調べると2023年の10月1日から電力の小売業を開始したということになります。
議長	他にございますか。
	(質疑無し)

1番委員	非農地判断に出てる〇〇〇〇ー〇と〇〇〇〇は〇〇〇〇〇さんが申請をして非農地になったあとにどのようになるのか、なぜ非農地判断をするのか、理由を聞いていますか。
事務局	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>窓口に申請に来られた方からは具体的に聞いていないですが、この方は町外に住んでいらっしゃるということで、土地の整理をしているところと聞いております。今回の申請地については、農地として使用が不可能ということで、農地ではなく地目を変えて、土地の整理ということで山林にして売買をするのではと推測されます。</p>
1番委員	〇〇〇〇ー〇を所有権移転で買われる〇〇さんが使用するのかなと思います。今後については、なぜ非農地判断をするのか理由を聞いていただいて、総会で発表していただければと思います。
議長	将来は〇〇さんから〇〇さんに所有権移転になるでしょうね。
1番委員	本来であれば、農地のまま売り買いをしていただいて、買う方が非農地判断を出すのが本来の形だと思います。この後〇〇さんが買うと分かっているのであれば、買う方が出すのが分かり易いと思います。わざわざ2つに分けて出してくると悪用されるとも限らないので、理由をしつかり聞いて発表していただければと思います。
事務局 (戸田)	<p>説明をさせていただきます。</p> <p>3条申請を先にするのが正しいのではないかということですが、3条申請をする時に農地として使用しますという計画と、農地として使用できませんという面もありまして、整合性が取れなかったりしますので、確認をさせていただいて、できる手段で行っていければと思います。ご理解いただければと思います。</p>
1番委員	今のように、農地としてはとても利用できないので、非農地判断の申出になりましたという説明をしていただけば皆さんは納得できると思います。
議長	他にございますか。

市川和男 推進委員	はい。
議 長	はい、 どうぞ。
市川和男 推進委員	<p>お世話になります。 5番委員さんと一緒に現地確認を行いました。補足になります。</p> <p>私は農業を行っていますので言えることですが、 3条の申請があった〇〇〇㎡でさえ畑としては使えない斜面でした。ですから、柚子やカボスを植えるしか使い道が無いのではないかという土地です。 5番委員さんが発表していたように、 今回の非農地判断の所は山です。見た感じがどうして畑で申請されたのか分からぬくらいの山でした。これを畑として3条で行いましょうという感じはなかったです。あの状態を買ったとしても、大きな杉が何本も生えていましたので、だいぶお金を掛けて整地をしたとしても何かを作るには、この部分だけでは使い道が無いように見受けられました。ご理解をいただければと思います。</p>
議 長	<p>追加で報告していただきました。</p> <p>他にございますか。</p>
	(質疑無し)
議 長	<p>御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんのがんの挙手でお願いしたいと思います。</p> <p>日程第4 議案第24号 非農地の判断に係る調査について採決を行います。 本件につきましては申請通り非農地判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p>
	(全員賛成)
議 長	全員賛成によりまして非農地判断することに決定いたします。
議 長	<p>続きまして、 報告に移ります。</p> <p>(1) 6ヶ月後の現地確認について 令和6年5月申請分について (5件) 事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは報告をさせていただきます。</p> <p>報告 1 6ヶ月後の現地確認について</p> <p>令和6年5月申請分の現地確認を行いました。農地法第3条について1件、第5条が4件となります。内容については記載のとおりとなります。</p> <p>なお、第5条案件の2番、及び3番については、工事完了届が10月30日付で出ております。</p> <p>また、第5条案件の4番については、現在も県の補正期間中であり、農地転用の許可は出ておりません。</p> <p>以上報告となります。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。
市川和男 推進委員	<p>お世話になります。11月20日に農業委員の高橋さん、事務局の田嶋さん、私の3人で現地確認に行って参りました。</p> <p>議案第6号 第3条の番号1ですが、里芋、玉ねぎ、にんにく、大根等が栽培されている状態でした。問題なく使われていると思います。</p> <p>議案第7号 第5条の番号1ですが、基礎工事前の整地ができていまして、素人目で見ても基礎工事を開始しても良いのではないかというくらい綺麗な状態でした。問題は無いと思います。</p> <p>番号2については、既に家が完成しているように見えました。</p> <p>番号3の一時転用については、工事の跡もなく綺麗に整地され元に戻されている状態でした。</p> <p>番号4については、まだ何も手が付けられていない状態でした。</p> <p>以上です。</p>
議長	続きまして、その他に移ります。
事務局	<p>事務局より4点報告となります。</p> <p>1点目は、農業委員・推進委員の改選についてです。</p> <p>町の12月広報にて案内記事を掲載します。また、町のホームページでも案内や申請用紙を掲載します。募集期間は12月9日から令和7年1月24日までとなります。</p> <p>2点目は、利用状況調査についてです。</p> <p>8月総会と前回の総会でご案内しておりますが、判断に迷った農地や山林化している農地の事務局の動向調査は今月中に予約をお願いいたし</p>

	<p>ます。動向調査が必要ない場合は調査後の地図を事務局に提出していただければと思います。来月は、改選の受付け等がありますので、事務局は残っていなければと思っています。お忙しいと思いますが、11月中に同行調査ができればと思っておりませんのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>3点目は、秩父郡市農業委員会の事務局である横瀬町から研修会・懇親会の連絡がありましたので概要を説明いたします。</p> <p>出欠確認は来月12月総会の際に行いますので、予定の確認をお願いいたします。日時は、令和7年1月15日で、15時から研修会、17時15分から懇親会となります。場所はナチュラルファームシティ農園ホテルになります。会費は7,000円の予定です。研修内容は調整中で確定はしていないようですが、交渉しているところが横瀬町の団体で、様々な農作物の生産販売を協力隊員が中心となって実施しているえんがわのチームの方です。もう1団体は、兎田ワイナリーの代表の方に打診をしておりますとのことです。内容が確定しましたら連絡が来ることになりますので、皆さんにお伝えできればと思っております。</p> <p>会場までは事務局がお送りする予定です。帰りは横瀬町の方で、バス2台を抑えているそうです。来月の総会で内容をお伝えし、出欠の確認をさせていただきますので、予定の確認をお願いいたします。</p> <p>4点目になりますが、地域計画についてです。戸田より説明いたします。</p>
事務局 (戸田)	<p>地域計画の関係でご連絡いたします。</p> <p>小鹿野町から農業委員会宛てに地域計画策定に伴う協議の場に農業委員さんの出席の依頼がありました。日程が詰まってしまって申し訳ないですが、11月27日の水曜日 午後7時から下小鹿野地区を対象として泉田会館で1回目が開催されます。もう1日ございまして、12月5日の木曜日 午後7時から両神薄地区を対象として下薄農民センターで開催する予定となっております。通知等用意できなかったのですが、ご連絡させていただきます。</p> <p>11月27日の午後7時からと12月5日の午後7時からということですので、参加できる方はよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>
1番委員	はい。

議長	はい、どうぞ。
1番委員	内容が違うのですか。
事務局 (戸田)	はい。2回とも内容が違います。下小鹿野地区につきましては、対象地区を下小鹿野に絞っての地域計画で、両神薄地区につきましては、両神薄の中の小沢口、黒海土、上大塩野地区に絞って計画を策定するということになります。計画自体は一緒ですが、違う地域の計画がそれぞれできるということです。よろしくお願ひいたします。
議長	説明をしていただきました。質問等ございますか。
強矢福司 推進委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
強矢福司 推進委員	<p>10年後に誰がどのような作物を作るかという計画を示すことになっていると思いますが、小鹿野町立地適正化計画策定支援業務を建設課の方で業者に委託して実施していまして、来年度3月までの期間の作業です。各地域の土地利用についての集積についての計画ということです。この計画と今回の計画は、きちんとリンクされているかどうかです。先に地域計画を策定してしまって、建設課の方で違う土地利用計画が出されると地域の方に大変迷惑を掛けるので、計画のリンクができているかどうかです。</p> <p>もう1点は、この地域を積極的に農業を進めていきましょうということになった時に、農地の転用について制限を掛けるかどうかです。地域計画を作った上でむやみやたらに農地を転用するのは好ましくないと思いますが、通常行っていたものよりも1つハードルを上げて、ここに住みたいという方が農業を行うのであれば許可をしますというような、農地の転用の制限についてどのようにお考えかお聞きしたいです。</p>
事務局 (戸田)	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>1点目の地域計画と建設課で作っている計画の整合性についてですが、持ち帰らせていただいて相談させていただければと思います。</p> <p>2点目については、農業委員会に関係すると思いますが、農地法と農</p>

	振法のどちらでも地域内で色がついた部分は担い手がいますということで制限が掛かります。慎重に判断をしていければと感じております。担い手がいますと公表した部分については、農振法の除外の申請をするにしてもこの計画から外してからでないと農振の除外ができないです。農地法に関してもこの計画から外れないと農地転用ができないという形になっています。
1番委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
1番委員	この地域計画は小鹿野町の全域で行っていくということですか。
事務局 (戸田)	国の趣旨としては、全部の農地に計画を作りなさいとのことなので、小鹿野町としては、地区を徐々に作っていければと思っています。今年度は必ず3月までに作らなければいけないということがありまして、今まで人・農地プランがありました2地区を提示して先行して進めさせていただいている状況です。
強矢福司 推進委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
強矢福司 推進委員	<p>農地として作物を作ってくださいということは、作った作物については、責任を持って流通する計画を示して賛同をいただくことになりますが、援助していかないといけないと思います。</p> <p>例えば、ブルーベリーやキュウリです。キュウリについては、皆さんが努力して市場を開拓しています。新規参入者もたくさんいます。キュウリについては、小鹿野町はきちんとしたものがあるので良いですが、この地区にこのような作物を戦略的に作っていきましょうということになると、作物がどのように収益になっていくかということをきちんと示さないと、個人の自由に農地を利用する権利を奪うことになりますので、その辺のプランがあるかお聞きしたいです。</p>

りましたので、現地に行きましたら〇〇〇〇〇〇の横を埋めっていました。業者が業者に委託しています。話を聞きましたら、当初の2mよりも高く道路いっぱいで盛るように言われているとのことでした。重機で押し付けていたりするだけで、大雨が降れば側溝に土が流れていくのが現状だと思います。町でも5年後には堀を攫うようなケースが出てくると思います。今後このようなケースが出てきた時は、皆さんにも見ていただくようにお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

もう1点あります。暑気払いができないままになっております。1月に郡の方で親睦会があるようですが、小鹿野町の農業委員会として、改選にもなりますので、忘年会を行いたいと思います。12月25日に農業委員会総会があるので、議案の件数によりますが、事務局に考えていただいて総会終了後に忘年会をお世話になりたいと思いますが、いかがでしょうか。皆さんのご意見をお聞きします。

忘年会を行った方が良いという意見がありました。

議長 それでは、お世話になりたいと思います。事務局にお願いして通知したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。
私は以上です。皆さんの方から何かござりますか。

強矢福司 はい。
推進委員

議長 はい、どうぞ。

強矢福司
推進委員会
会長からお話ししがあった農地改良は先月の案件で出たものでしょうか。私も気になっていました。今日農業委員会の前に現地を見てきました。確かに傾斜地なので法面ばかりです。農地が取られてしまいまして、実際に耕作用の表土が30cmから40cm入っているようですが、頂上部の僅かな面積で、そこも曲がりくねって更に傾斜地になっていて、農業をするための申請だったのか、或いは土砂を捨てるための申請だったのか理解できない状況です。このような申請を許可するよりは、本当に農業をする気がある方がいるのであれば、農業委員会として適地を紹介してあげるようなことをした方が良いと思います。

	○○○○○○○○がおりまして、その反対側になりますので、信号待ちでちらりと見ことができるものかもしれませんので、是非一度見ていただくと良いのではないかと思いました。 以上です。
議長	強矢推進委員さんが発言したように残土処理の案件のような気がしました。あそこは、昔田んぼだったそうです。農地改良で30cmから40cm土を入れるのであれば良いですが、私も行って業者と話をした時にこれより上に表土を30cmから40cm入れるということでした。大雨の時には○○○○○の方に崩れたりすると思いました。パクチーを栽培するとなっていますが、何も作れないのが現状だと思います。 今後、このような案件が出てくるようでしたら、総会をする前に検討した方が良いと思います。よろしくお願ひいたします。
事務局長	他に無いようでしたら議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございました。 以上を持ちまして令和6年第10回小鹿野町農業委員会総会を閉会させていただきます。大変お疲れ様でした。